

住宅扶助引き下げで現行基準が適用できる例外措置を周知したか

(2015年愛知自治体キャラバンまとめ)

実施しなかったとする9自治体においても、田原市は該当者がいなかったため、6自治体では個別に該当者に周知された。豊田市とみよし市は不明。

市町村名		実施した	実施していない	周知方法
愛知県合計		29	9	
1	名古屋市		○	個別の世帯の状況に応じて、各区社会福祉事務所が例外措置の適用を適切に判断してまいります。
2	豊橋市	○		通知文を作成し受給者あて通知
3	岡崎市	○		通知文書を送付
4	一宮市	○		お知らせ文書を作成し該当世帯を訪問した際に内容を説明して手渡し
5	瀬戸市	○		対象者と面談し直接説明
6	半田市		○	
7	春日井市	○		記入なし
8	豊川市		○	
9	津島市	○		被保護者へ直接説明を行い周知
10	碧南市	○		記入なし
11	刈谷市	○		対象受給者に口頭で説明
12	豊田市		○	
13	安城市		○	
14	西尾市	○		ケースワーカーにより個別に対応
15	蒲郡市	○		各世帯にお知らせのチラシ配布、家庭訪問で説明
16	犬山市	○		対象者に口頭で周知
17	常滑市	○		該当者には直接口頭にて周知
18	江南市	○		訪問または来所による面談により基準改定の内容説明を実施
19	小牧市		○	
20	稲沢市	○		全世帯に改正案内を送付、例外措置は該当世帯に面接して説明
21	新城市	○		面談による口頭の説明
22	東海市	○		対象者を絞り電話連絡
23	大府市		○	
24	知多市	○		現業員が対象家庭を訪問し説明
25	知立市	○		対象保護者へは事前連絡し、聞き取り調査
26	尾張旭市	○		該当世帯に対し個別説明
27	高浜市	○		減額対象となる受給者に対し例外措置について口頭で説明
28	岩倉市	○		個別対応
29	豊明市	○		訪問時に周知
30	日進市	○		訪問した時に口頭で周知
31	田原市		○	
32	愛西市	○		対象受給者に口頭で周知
33	清須市	○		対象世帯に個別説明
34	北名古屋市	○		面談時に口頭で周知
35	弥富市	○		経過措置該当者へ文書を送付し周知
36	みよし市		○	
37	あま市	○		訪問面接による周知
38	長久手市	○		記入なし
39	尾張	東郷町		
40		豊山町		
41		大口町		
42		扶桑町		
43	海部	大治町		
44		蟹江町		
45		飛島村		
46	知多	阿久比町		
47		東浦町		
48		南知多町		
49		美浜町		
50		武豊町		
51	西三河	幸田町		
52	新城設楽	設楽町		
53		東栄町		
54		豊根村		